

# 都城盆地の地下水や河川水質を守りましょう

地下水を守るための保全活動や河川水質改善などの市の取り組みを紹介し  
ます。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

## 都城盆地の貴重な地下水

都城盆地の地下水は、水道水源や工業・農業用水などに利用されていて、地域を支える貴重な循環資源です。

しかし、一部の井戸では高濃度の硝酸性窒素が検出されるなど、地下水環境の悪化が懸念されています。

※人の健康に影響を及ぼす可能性があり、煮沸しても取り除けない

## 地下水を守る市の取り組み

良好な地下水環境を守るため、市と近隣自治体が「都城盆地地下水保全対策連絡協議会」を設立。都城盆地の地下水の

質的および量的な調査・研究を宮崎大学と共同で進めています。

また、県や関係自治体が



「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」を策定。公共下水道などの普及・促進と併せて、地下水環境保全のための「施肥対策」や「家畜排せつ物対策」、「生活排水対策」に取り組んでいます。

## 一人一人が出来る取り組み

これまでの取り組みにより一定の成果を得ていますが、今後も対策を進めていく必要があります。

下水道に接続していない家庭などから排出される水は、くみ取り槽や単独処理浄化槽、合併処理浄化槽で処理されます。しかし、くみ取り槽や単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水が処理されないまま側溝や川に流れていき、工場などの排水よりも川を汚す原因となります。

合併処理浄化槽は、家庭から出る排水の汚れを約10分の1に減らすことができ、単独処理浄化槽の排水に比べて汚れを約8分の1に減らすことができます。

## 合併処理浄化槽の補助制度

くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、市で費用の一部を助成します。

### ●補助対象

5〜10人槽の合併処理浄化槽を設置し、次のいずれかを満たすもの  
①公共下水道や農業集落排水処理区域以外の住宅  
②個人住宅、または店舗併用住宅(延べ床面積の2分の1以上が住居に使用される建物)

※新築住宅(建て売り住宅および注文住宅)や別荘、共同住宅、寄宿舎および賃貸住宅は対象外

### ●補助要件

- ・市税を滞納していない
- ・県が開催する浄化槽設置者講習を受講している
- ・工業業者が宮崎県浄化槽工事の登録業者である
- ・転換後の維持管理(清掃、保守点検、法定検査)を実施する

※予算額に達し次第締め切り。建て替えの場合は、補助対象となるか必ず事前に相談ください

### ●補助金額

### 【転換補助】

- ・5人槽 33万2千円
- ・7人槽 41万4千円
- ・10人槽 54万8千円

### 【既設槽の撤去費補助】

- ・5〜10人槽 9万円(上限)

### 【宅内配管工事費補助】

- ・5〜10人槽 10万円(上限)

## 設置後は必ず維持管理を

合併処理浄化槽を設置しても、定期的に維持管理を行わなければ機能は発揮されません。保守点検や清掃、法定検査を指定された機関に依頼し実施してください。

※合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽設置推進員が、チラシの配布や各家庭を訪問して普及啓発を行っています。

## 強引な営業に注意

くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、強制ではありません。業者の強引な営業活動が報告されていますので、ご注意ください。